

図表 4－① 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）＜抜粋＞

〔別記（1）〕

《一定期間が経過した規制の見直し基準》

③見直しの視点

一定期間経過後の規制の見直しは、次のような視点に沿って行うものとする。その際、規制を導入ないし継続する理由となっていた社会経済情勢および知見が期間経過中に変化したかどうか、またどのように変化したかを、十分に調査・検討するものとする。

また、例えば、発出時点から相当の期間が経過しており実務上運用されなくなっている規制、関連する法令の適用対象が存在しなくなった場合等実質的効力を失っているが廃止手続きが未済のため形式的には存在し続けている規制などのうち、国民を混乱させる等の影響が生じるおそれのあるものについては、積極的に廃止の手続き等を進めるものとする。

（注）下線は当省が付した。